

令和7年1月22日

第8回
今治市立地適正化計画策定
検討委員会議事録

建設部都市政策課

日 時 : 令和7年1月22日(火) 午後1時30分～午後2時30分

場 所 : 市役所本庁第2別館11階 特別会議室3号・4号

- 次 第 : 1. 開会
2. 議事
 (1) 立地適正化計画(素案)について
 1-1 前回委員会の保留事案の回答
 ① スポーツ施設の定義について
 ② 防災部局との協議結果
 1-2 素案に対する委員からの主な意見と回答
 1-3 素案の見直し箇所
 ① 都市機能誘導区域
 今治新都市第1地区
 今治新都市第2地区
 鳥生・喜田村地区
 ② 誘導施策
 ③ 防災指針の取組方針
 (2) 今後のスケジュール
 2-1 立地適正化計画の策定・公表までの流れ
 2-2 今後の取組について
3. 閉会

(出席委員)

羽鳥 剛史	上村 友希	村上 竜司
村上 裕一	西原 孝太郎	長野 和幸
越智 瑞啓	森川 慶一	青陽 孝昭
飛田 隆之	宇佐 美浩子	大木 鉄兵
砂田 ひとみ	渡邊 修明	濱岡 愛

以上15名

午後 1 時 30 分 開 会

事務局

お待たせいたしました。ただいまより、第 8 回今治市立地適正化計画策定検討委員会を開催させていただきます。私、都市政策課の阿部が会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日の進行につきましては、お手元の資料にあります「第 8 回今治市立地適正化計画策定検討委員会 会議次第」に従いまして、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局を代表いたしまして、建設部都市政策局長の田鍋よりご挨拶申し上げます。

事務局

皆さん、こんにちは。都市政策局長の田鍋でございます。遅くなりましたが、本年もよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様方におかれましては、市政全般にわたりまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

あわせて、羽鳥委員長をはじめ、委員皆様方のご尽力のおかげで、本計画は着実に進展しておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

さて少子高齢化の中で、2050 年には人口が 10 万人を切るとも言われておりますが、そういった大きな社会構造の変化に対応し、持続可能なまちづくりを目指す、市民とともに「脱衰退」を目指していく本計画の策定にご尽力をいただき、本委員会も今回で 8 回目の開催となりました。

後で今後のスケジュールを事務局より説明させていただきますが、概ね今回で最後の委員会になる見込みであると伺っております。そのため、本日の委員会では、これまでの委員皆様方のご意見を取り入れた集大成とも言えます、『今治市立地適正化計画の素案』について、ご意見などをいただく予定としております。

委員の皆様方からは、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、皆様の深いご理解とご協力のもと、この計画が未来の世代に引き継がれる、安全・安心な、また素晴らしいまちづくりの礎となることを期待いたしまして、簡単ではございますが開催の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

飛田委員がお見えになっておりませんが、事前にご連絡をいただいております、後ほど出席いただけることとなっております。

ただいまの出席委員の数は14名となりますので、今治市都市計画審議会条例にあります、委員会開催に必要な定員、過半数を満たしておりますことをご報告させていただきます。それでは、会の進行に移りたいと思います。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日ご用意させていただきました、会議次第、配席図、委員名簿はございますでしょうか。また、最後にメモ紙を添付しておりますのでご活用いただければと思います。

続きまして、本日の検討資料といたしまして、後ほどスクリーンの方で説明させていただきます、こちらの資料をご準備しております。

資料1が表紙に「今治市立地適正化計画の素案」と書かれている計画素案、資料2が「立地適正化計画の策定・公表までの流れ」を示した工程表となっております。

また、資料1の補足資料として、資料1-1～資料1-3をご用意いたしました。みなさま、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今治市立地適正化計画策定検討委員会運営要領第5条によりまして、羽鳥委員長に議事進行をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長

皆さんこんにちは。本日もお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今回第8回の検討委員会で、冒頭で局長よりお話いただきましたけれども、今回が最終取りまとめの会ということで、今回大幅な変更などがなければ、最終案として、いよいよ市民の方にお披露目をするということになりますので、ぜひみなさま最終チェックの場として、色々ご意見をいただければというように思います。

よろしく願いいたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

まず初めに、議題1「今治市立地適正化計画の素案」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

座ったままでご説明させていただきます。

計画内容の説明につきましては、スクリーン及びお手持ちの資料に沿って行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、1-1「前回委員会の保留事案の回答」①スポーツ施設の定義についてご説明いたします。

議題1-2、素案に対する委員からの主な意見と回答の内容に一部重複はいたしますが、計画書の67ページより誘導施設の設定の考え方を前回より追記しております。

68ページにスポーツ施設の設定の考え方、69ページにスポーツ施設の定義を示しております。

前回は、固有名詞でスポーツ施設を定義していましたが、もう少し適切な表現の仕方というご意見をいただいておりますので、今回、「今治新都市第1地区に立地する一定規模の集客が見込める施設」と定義の方を変更しております。

こちらでスポーツ施設の定義について、説明は以上になります。

続きまして、議事(1) 1-1②の防災部局の協議についてご説明いたします。

まず、誘導区域内の災害ハザード情報の周知についてご説明いたします。

誘導区域内には、水害や津波などによる災害リスクが広範囲に残存していることを示すため、計画書の89ページより災害ハザードに関する資料整理をしております。

このことを計画書以外でも多くの方に知っていただくため、都市政策課のホームページにおきまして、「いまバリエマップ」を活用し誘導区域と災害ハザードの関係を周知していこうと考えております。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、「いまバリエマップ」について簡単に説明させていただきます。お手元にもあるiPadでも確認できますので、触りながら聞いていただけたらと思います。

いまバリエマップでは、今治市における都市計画や開発許可、公共施設、観光情報などの地図情報を「誰でも」「いつでも」「どこでも」インターネットを通じて閲覧や印刷することができます。この情報に立地適正化計画の項目を追加し、誘導区域内に災害ハザードがあることを見える化して参ります。

本日は、テスト画面となりますので、2画面で説明いたします。左側の画面が災害の情報を表示しています。右側が、立地適正化計画の誘導区域を示しております。この左画面の着色箇所が洪水浸水想定区域を示していますが、右画面の立地適正化計画の誘導区域にでもありますよということを示している状態になります。

実際の公表時には、誘導区域と災害ハザードを重ねて見えるようにいたします。なお、実際の被災箇所をどのように示すかにつきましては、データの集積や周知の手法を防災危機管理課と引き続き協議させていただければと考えております。

参考にですが、昨年11月の大雨による市内の被災状況を整理しましたのでスクリーンに提示させていただきます。地図の中にあるマルで緑と茶色と黄色があるんですが、そちらの方が災害した箇所になります。

床上浸水は2件、床下浸水は30件ありました。誘導区域内においても浸水は発生しております。山間部では土砂崩れなどが発生した状況でございます。土砂の流出により水路の閉鎖なども生じておりました。

計画書の118ページから防災の取り組みについて記しておりますが、引き続き関係部局と連携しながら、ハード、ソフトの施策を実施し、安全で安心なまちづくりを目指して参りたいと考えております。

以上で災害ハザードの周知について説明させていただきます。

次に、第7回検討委員会で回答できなかった避難所の充実強化について説明させていただきます。

補足資料1-1をご覧ください。防災部局に確認しましたが、平成25年度の愛媛県地震被害想定調査により、各自治体の避難所に避難する想定人数が算出されております。

今治におきましては資料の黄色のところにもマーキングしていますが、避難所に対しまして2万6156人。これは平成22年の国勢調査の資料でありますので、人口の数値が今とは違っております。

避難所に備蓄する毛布、マット、簡易ベット、簡易トイレや、発電機の整理状況を報告させていただきます。毛布は9757枚、避難者数に対して約37%。マットは5809枚、簡易ベットは1570台、マットとベットを合わせると約28%。簡易トイレは1570基、概ね避難者に対して20人あたり1基は対応できてます。発電機は124台。令和8年度までに、指定一般避難箇所141ヶ所に配備予定と聞いております。

避難者数（愛媛県地震被害想定調査(平成25年)）

単位(人)

	各市町の被害が最大となる地震ケース	人口	避難者計(1日後)		避難者計(1週間後)		避難者計(1ヶ月後)	
				避難所		避難所		避難所
今治市	南海トラフ巨大地震陸側ケース	166,532	40,306	26,156	44,630	25,637	44,963	13,489

※平成22年国勢庁舎の基本集計より算出

主な備蓄物資の整備状況

令和7年1月時点

物資名	保管数	割合(%)	備考
毛布	9,757 枚	37.3	
マット	5,809 枚	22.2	
簡易ベット	1,570 台	6.0	マットと簡易ベットあわせると28.2%
簡易トイレ	1,570 基	-	概ね20人あたり1基
発電機	124 台	-	令和8年までに141台(全ての避難所に対応予定)

今治市地域防災計画
今治市水防計画

今治市地域防災計画(風水害等対策編)
今治市水防計画
今治市地域防災計画(地震・津波災害対策編)
今治市水防計画
今治市地域防災計画・今治市水防計画(資料編)

防災の基本方針(防災ビジョン)

◆基本目標
・被害の軽減(減災)を図る

◆市・防災関係機関・事業者・市民が協力

◆防災施策の大綱
・災害に強いまちづくり
・災害に強い人づくり
・災害への適切な対応

補足資料1-1

その他の備蓄物資は、地域防災計画の資料を抜粋させていただいております。

避難者数2万6156人に対しまして、計画的に引き続き対応できるように努力するとともに万が一の状況において迅速に対応できますよう、国、県、周辺自治体や民間の方とも連携して体制を整えて参りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

頂いたご意見につきましては、表の中ごろ「ご意見や修正案」の欄に掲載させて頂いております。

また、ご意見に対する事務局の回答を表の右側「回答・対応」の欄に記載させて頂いており、ご意見をもとに今治市立地適正化計画(素案)(以下、「計画(素案)」という。)の修正を行ったか否かについては「修正の有無」に記載している形となっております。

それでは、ご意見に対する回答の説明に移らせて頂きたいと思っております。

1 ページ目、番号 1～4 のご意見は、計画第 2 章の市の現況編に関するご意見です。

1～3 番のご意見は、11 月の素案から人口などの推計結果を事務局で修正しており、その修正に対してご意見を頂いております。

推計結果の修正につきましては、11 月の素案段階で掲載していたグラフ・図面が古い推計結果を使用したものであったため、そちらを最新の推計結果に差し替えさせて頂きました。

グラフ・図面の差し替えに伴いまして、考察などの文章を修正させて頂きました。今回ご意見を踏まえ、修正前の表現が適している箇所については再修正を行っております。

4 番のご意見は誤記に関するご指摘となっております、計画(素案)の修正を行いました。

補足資料 1 - 2

各委員 意見一覧 (R06.12)

順番	ページ (旧ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の 有無
1	8 (8)	第 2 章 今治市の現状と課題 1. 本市の現状 (2) 人口・世帯数 2) 世帯数	■世帯数と世帯当たり人口の推移のグラフ	・令和 7 年からの数値(世帯数及び 1 世帯当たり人員の推計値)が 11 月の素案と違つのは、最新の値ということか。	・当該グラフの数値は、町丁字別の推計値を積み上げたものですが、11 月素案の数値において、一部の推計値に外れ値がありましたので、それを補正しグラフの数値を訂正しています。	無
2	12~19 (12~18)	(3) 地域別人口 2) 人口増減 3) 年少人口 4) 生産年齢人口 5) 老年人口	・各項目に記載しているデータの考察	・11 月の素案にあった説明のほうが具体的に今治らしさが表現されている。	・11 月素案に掲載していた図面は、H27 国勢調査を基にした推計結果でした。今回、R2 年国勢調査を基にした推計結果に差し替えていますので、このことに伴い具体的な地区に関する考察を見直しています。	無
3	14 (13)	3) 年少人口	・「令和 2 (2020) 年における年少人口 (15 歳未満) 比率は、主に市街化区域内で 15% 以上のエリアがみられますが、中心市街地では年少人口比率が低くなっていることが分かります。」	(No2 と同じ)	・現状(令和 2 年)の考察については、ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 ・「令和 2 (2020) 年における年少人口 (15 歳未満) 比率は、市街化区域の縁辺部において 15% 以上の地域が点在しており、市街地の中心部から少し離れた場所でも高くなる傾向がみられます。」	有
4	23 (22)	(4) 土地利用 3) 空き家	■空き家数と空き家率の推移のグラフ	・注 4 にある旧安土町とはどこを指すのか。	・誤記のため削除します。	有

1/6

続きまして、2ページ目に移ります。

5番は、中心市街地の「シビックゾーン」という表現に馴染みがないというご意見を頂戴いたしました。

計画中で「シビックゾーン」という言葉を使用する際は、「回答・対応」の欄にある通り、補足の説明を計画(素案)に追記するようしております。

6番と7番のご意見は、計画の中で記載していた「市内各所に点在する子育て支援施設を再編する」という表現について、誤解を招くおそれがあるというご意見を頂いております。

ネウボラ拠点施設の整備については、今治市内の全体で点在している子育て支援施設を集約しようとするものではなく、あくまで市内中心部に立地する施設を対象として再編しようとするものであり、市内各所に子育て支援施設が立地することを否定するものではないため、丁寧な説明が必要というご指摘となっております。

ご意見を踏まえまして、計画(素案)42ページ、課題の文章からはネウボラ拠点施設に関する文書を削除しております。

また、課題の文章を削除する代わりに、計画(素案)45ページ、まちづくりの目標2に、市内中心部に点在する子育て支援施設を再編し、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行うことを追記させて頂きます。

連番	ページ (旧ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の有無
5	42 (41)	3. まちづくりの課題 (2) 老朽化が進む公共施設等の再整備や有効活用	・「中心市街地のシビックゾーン周辺では、市役所本庁舎が耐震性の不足や老朽化の問題を抱えているとともに、東予地方局今治支局等の他の官公庁施設の多くが同様の問題を抱えています。」	・シビックゾーンの表記について、日本語表記をつけるか、注釈があると、馴染みがない方にもわかりやすくなると思う。	・下記のとおり修正します。 ・「中心市街地のシビックゾーン(国道317号・県道38号線・市道今治駅大保山線(クワキの並木みち)等に囲まれた官公庁施設が集積するエリア)周辺では、市役所本庁舎が耐震性の不足や老朽化の問題を抱えているとともに、東予地方局今治支局等の他の官公庁施設の多くが同様の問題を抱えています。」	有
6	42 (41)	(3) 安心して子育てができる環境の確保	・「一方、市内の子育て関連施設の多くは築後40年以上が経過しており、深刻な老朽化と、バリアフリー化等のユニバーサルデザインへの対応の遅れが顕著であるとともに、 <u>市内各所に点在していることから、子育て支援施設を一元的に提供できる体制づくりが課題</u> となっており、 <u>市内中心部においては、結婚・妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行う出産・育児の支援施設(仮称)今治版ネウボラ拠点施設</u> の整備に向けた取組を進めています。」	・ネウボラ拠点施設整備の必要性は理解するが、市内に子育て支援施設が点在することは、否定するものでなく好ましいと考えます。当該計画書の各所で表現されている「市内(各所)に点在する子育て施設の再編」については、もう少し丁寧な説明が必要と思う。 ・各地に点在する子育て支援施設とネウボラ拠点施設は目的・機能が異なるものではないか。	・下記のとおり修正します。 ・「一方、市内の子育てに関する施設の多くは築後40年以上が経過しており、深刻な老朽化と、バリアフリー化等のユニバーサルデザインへの対応の遅れが顕著であるとともに、子育て支援施設を一元的に提供できる体制づくりが課題となっています。」	有
7	45 (44)	第3章 まちづくりの基本方針 2. まちづくりの目標 目標2 中心市街地の魅力創生	・「子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、市内に点在する子育て関連施設を再編し、本市全体の子育て支援に必要な都市機能の充実を図ります。」	(No6と同じ)	・下記のとおり修正します。 ・「子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、市内中心部に点在する子育て支援施設を再編し、 <u>今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行うなど</u> 、本市全体の子育て支援に必要な都市機能の充実を図ります。」	有

3 ページ目に移ります。

8 番は、まちづくりの目標 3 の中で使用する「高齢者でも」という表現について、汎用性のある言葉にすべきというご意見となります。

修正前の文章は、「中心市街地や各地域の拠点となる地域では、高齢者でも円滑に移動できるよう、公共交通ネットワークの維持・確保、利用環境の向上を図ります。」としておりましたが、こちらの「高齢者でも」という文言を「高齢者や移動が困難な方」に修正させて頂きたいと思います。

9 番は、MaaS の表記が間違っているというご指摘のため、修正させて頂きます。

10 番のご意見について、計画(素案)の 67 ページ、68 ページを合わせてご確認頂ければと思います。

計画第 5 章の誘導施設の設定に関して、誘導施設の設定理由を記載すべきというご意見を頂きました。

ご意見を踏まえまして、各誘導施設の設定理由について「誘導施設設定の考え方」を表に追記させて頂きました。

11 番、都市機能の誘導を図るための施策について、集中的に議論できていない。特に、施策 1 や施策 4 といった乗合い交通 mobi との連携や副次核と中心市街地の連携といった視点から具体的な方向性に関心があるというご意見を頂きました。

誘導施策の実施につきましては、公共交通など、各分野の関連計画との整合・連携を図りながら取り組むこととなります。

関連計画の策定や具体的な事業の実施は、市民のみならず事業者の方の意見の把握や情報提供を行いながら取り組んでいく考えとしております。

連番	ページ (旧ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の有無
8	45 (44)	目標 3 公共交通ネットワークの維持・確保	・「中心市街地や各地域の拠点となる地域では、高齢者でも円滑に移動できるよう、公共交通ネットワークの維持・確保、利用環境の向上を図ります。」	・「高齢者でも」という表記について、何らかの障害を持っている方にも必要なことなので、「高齢者等でも」「移動困難な高齢者等でも」など、もう少し汎用性のある表記がよい。	・下記のとおり修正します。 ・「中心市街地や各地域の拠点となる地域では、高齢者や移動が困難な方でも円滑に移動できるよう、公共交通ネットワークの維持・確保、利用環境の向上を図ります。」	有
9	45 (44)	目標 3 公共交通ネットワークの維持・確保	・「自動運転、MaaS、IT 等を活用した新しいモビリティサービスに対応した交通ネットワークのあり方について検討を進めつつ、交通事業者・地域住民・行政が連携して、日常生活圏内における移動手段の確保を図ります。」	・「自動運転、MaaS、IT 等を活用した新しいモビリティサービスに対応した交通ネットワークのあり方について検討を進めつつ、交通事業者・地域住民・行政が連携して、日常生活圏内における移動手段の確保を図ります。」	・ご意見のとおり修正します。	有
10	67、68 (-)	第 5 章 都市機能誘導区域・誘導施設に関する事項 3. 誘導施設 (3) 誘導施設	-	・県内他市の立地適正化計画には、誘導施設の定義とあわせて設定理由の記載があった。そのような記載がある方が市民・事業者にとって親切と思う。	・ご意見を踏まえ誘導施設の設定理由を記載します。(資料 1 の 67・68 ページ参照)	有
11	78 (69)	第 6 章 誘導施設に関する事項 2. 都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策 施策 1 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成	■ 主な取組 (居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成)	・居住誘導区域の設定や都市機能誘導区域の設定等は、これまで委員会で議論してきた内容や方向性と思うので、特段の意見・修正案はない。 ・一方で、都市機能の誘導を図るための施策については、委員会を通じて、集中的に議論していないが、特に、施策 1 や施策 4 等は、乗合い交通 mobi との連携や副次核と中心市街地の連携といった視点から具体的な方向性に関心がある。	・誘導施設の実施にあたっては、各分野の関連計画との整合・連携を図りながら取り組むこととなります。 ・市民・事業者の意見の把握や広く情報提供等を行いながら、関連計画の策定や具体的な事業の実施を進めます。	無

4 ページ目に移ります。

12 番、先ほど 6 番、7 番のご意見で説明したネウボラ拠点施設の整備などに関連して、計画 79 ページの誘導政策「2-1 今治版ネウボラ拠点施設の整備」の記載を修正いたしました。

市内中心部に立地する子育て支援施設を再編して、ネウボラ拠点施設を整備することを明記するとともに、市内各所において子育て支援施設の整備を行うなど、市域全体での子育て世代に寄り添った環境の充実を図ることについて追記いたしました。

13 番、誘導施策として記載していた「図書館の改修」について、単なる老朽化対策としての改修は誘導施策として記載すべきではないというご意見となります。

ご意見を踏まえ、誘導施設の機能強化に資する改修などを、誘導施策として記載するようにいたします。

ただ、図書館につきましては、庁内担当部署との協議の結果、「図書館の機能充実」という内容に修正を行ったうえで、計画(素案)80 ページに記載させて頂いております。

14 番、誘導施策の「交通結節機能などの強化」について、先ほど 11 番でご説明したご意見と同じとなっております。ご回答についても 11 番と同じとさせて頂いております。

連番	ページ (旧ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の有無
12	79 (70)	施策 2 高次都市機能の充実・再編 2-1 (仮称) 今治版ネウボラ拠点施設の整備	・「子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制を強化し、妊娠前から子どもがいるすべての家庭の相談、情報発信、手続き等に係る子育て支援の取組の充実を図るため、市内に点在する子育て支援施設を集約化し、子どもたちをまわ全体で育てていく場として、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行う。」	(No6と同じ)	・下記のとおり修正します。 ・「子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制を強化し、妊娠前から子どもがいるすべての家庭の相談、情報発信、手続き等に係る子育て支援の取組の充実を図るため、市内中心部に点在する子育て支援施設を集約化し、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行う。また、市内各所の子育て支援施設の整備を行うなど、市域全体での子育て世代に寄り添った環境の充実を図る。」	有
13	80 (71)	施策 3 身近な都市機能の維持・確保 3-2 図書館の機能充実	・「3-2 図書館の改修」 ・「開館より25 年が経過し、空調等機械設備の更新が必要である中央図書館及び波力図書館の老朽化対策等を検討する。」	・老朽化対策（特に空調は10年、15年で更新すべきもの）は、施設の維持管理面から当然必要となるものであり、誘導施策として記載すべき事項なのか、移転等重要な改修以外の記載は不要と思う。	・ご意見を踏まえ誘導施設の機能強化に資する改修等を誘導施策として記載します。 ・なお、図書館については、育ちのサテライトの充実を目指した活用を進めていますので下記のとおり修正します。 ・「3-2 図書館の機能充実」 ・「図書館の機能充実を図るとともに、図書館とその周辺の公園等公有地を一体的に活用する等、図書館に人が集い学ぶ「育ちのサテライト」を目指し、地域のにぎわいを創出する。」	有
14	81 (72)	施策 4 交通結節機能等の強化	■ 主な取組（交通結節機能等の強化）	(No11と同じ)	(No11と同じ)	無

5 ページ目に移ります。

15 番、誘導施策の「待機児童の解消」に関連して、計画の目標年である 2040 年に待機児童が発生するののかというご意見となります。

小学校の児童数については減少傾向にあるものの、放課後児童クラブの利用者は増加傾向となっております。

現状においては、乃万・立花地区などで待機児童が発生しております。その解消に向けた方策を検討する必要があるため、誘導施策として記載を行っております。

なお、誘導施策の取組概要の記載については、庁内担当部署との協議の結果、「待機児童解消に向けた受け皿整備などについて、関係機関と連携しながら学校内外で活用できる空間の確保や施設整備を行う。」に修正させて頂きました。

連番	ページ (旧ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の有無
15	82 (73)	3. 居住誘導区域に住 住の誘導を図るための 施策 施策 1 居住環境の向 上 1-2 待機児童の解消	・「民間事業者と連携して、放課後児童クラ ブにおける待機児童解消のための方策を検討 する。」	・少子化の進展が見込まれる中で、本計画の 目標年次（2040年）においても待機児童は発 生するののか。地域によっては発生するのかも しれないが、丁寧な表現が必要と思う。	・小学校の児童数は減少しているものの、放 課後児童クラブの利用者は増加傾向にあるた め、現状において、乃万・立花地区等で待機 児童が発生しています。その解消に向けた方 策を検討する必要があるため、誘導施策とし て記載しています。 ・概ね5年ごとに行う本計画の評価において、 誘導施策の継続・新規等についても必要に応 じた見直しを行います。 ・なお、担当部署と再度協議した結果、下記 のとおり表現を修正します。 ・「 <u>待機児童解消に向けた受け皿整備等につ いて、関係機関と連携しながら学校内外で活 用できる空間の確保や施設整備を行う。</u> 」	有
16	91~100 (82~87)	第7章 防災指針に関 する事項 2. 災害リスク分析 (STEP 1) (2) 災害リスクの高 い区域等の抽出 2) 災害イエローゾ ンにおけるリスク評価	■ 市街化区域内の土砂災害警戒区域の図面 ■ 洪水浸水想定区域と指定避難所500m圏内 の重ね図 ■ 浸水深3.0m以上かつ指定避難所500m圏外 の区域の図面 ■ 事前避難対象地域の図面	・p58からの都市機能誘導区域の拡大図は、 A4用紙1枚につき地図2つと大きく表示されて いるが、p 82以降の土砂災害警戒区域等のネ ガティブ情報については、地図表示が非常に 小さくなっている。市民の利便性（都市機能 誘導区域）と同等に災害リスク情報も見やす くするべきと思う。	・ご意見を踏まえ、図面の表示サイズを大き くします。（資料1の91~100ページ参照）	有
17	103~115 (89~95)	(3) 災害リスクの分 析	■ ハザードエリア×誘導区域の図面 ■ 洪水・内水・高潮・津波浸水想定区域（浸 水深3.0m以上）×人口分布の図面 ■ 洪水・内水・高潮・津波浸水想定区域×避 難場所の図面 ■ 洪水・内水・高潮・津波浸水想定区域×病 院・高齢者福祉施設（入所施設）の図面	(No16と同じ)	・ご意見を踏まえ、図面の表示サイズを大き くします。（資料1の103~115ページ参照）	有

さいごに、6 ページ目です。

16 番、17 番のご意見について、災害リスク分析で掲載している図面のサイズが小さいということで、計画(素案)91～100 ページの図面を拡大して掲載させて頂きました。

18 番、洪水に関する課題の文章で使用していた「移動障害のある方」という表記について、ご意見を踏まえて修正を行っております。

19 番、防災指針の取組について、県土木より、令和7年7月に中川水系の流域において特定都市河川の指定を行う予定であるため、ソフトの低減施策として追加してほしいとのご意見いただきました。

ご意見を踏まえ、防災指針に流域治水対策のソフト対策として、特定都市河川の指定を追加いたします。

最後 20 番は、文字のフォントに関するご指摘となっております。計画(素案)全般を確認して修正を行います。

以上、補足資料 1-2 の説明となります。

通番	ページ (H16ページ)	項目	原案	ご意見や修正案	回答・対応	修正の有無
18	117 (97)	3. 防災まちづくりに向けた課題 (STEP 2) (3) 水害 (洪水)	・「また、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設もみられることから、高齢者や移動障害のある方の逃げ遅れを防止するため、移転の可能性を含めた検討が必要です。」	・「移動障害のある方」の表記について、障害という表記より移動困難などの表記でよいと思う。	・下記のとおり修正します。 ・「また、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設もみられることから、高齢者や移動が困難な方の逃げ遅れを防止するため、移転の可能性を含めた検討が必要です。」	有
19	123 (100)	5. 防災・減災の取組とスケジュール (STEP 4)	■主な取組施策とスケジュール	・流域治水対策のソフト対策として、令和7年7月に、二級河川中川水系の流域において特定都市河川の指定を行う予定である。 ・特定都市河川の指定は、河川沿線の土地について、雨水浸透や洪水貯留機能を確保し、浸水被害の軽減を目的としているため、「低減(ソフト対策)」の災害ハザード「水害」に対する取組施策として追加してほしい。	・ご意見を踏まえ、特定都市河川の指定(中川水系)を取組施策に追加します。(資料1の121、123ページ参照)	有
20	-	全般	・ D I D、Maas など	・ (フォントの関係で) 文字が被っている。	・ 文章全般を確認し、修正します。	有

委員長

どうもありがとうございました。

委員のみなさまも貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。計画(素案)につきまして、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

特に気になった点ございますか。大丈夫でしょうか。

(委員の意見なし)

無いようですので、こちらの修正していただいたもので進めていただきたいと思います。続いて、1-3「素案(修正案)の見直し箇所」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1-3「素案(修正案)の見直し箇所」①都市機能誘導区域についてご説明いたします。

補足資料1-3をご覧ください。

左側の図面は、前回の委員会でお示しした誘導区域となっております。右側の図面は、今回修正させて頂いた誘導区域を示した図面となります。

変更箇所は、3地区各1箇所の計3箇所になっています。吹き出しで変更した理由を記載させて頂いております。

1箇所目は、今治新都市第1地区となります。

第7回委員会でのご意見を踏まえて、都市機能誘導区域を変更いたします。

また、拡大した区域内に立地する「ありがとうサービス、夢スタジアム」につきましてはスポーツ施設として誘導施設に設定します。

2箇所目は、今治新都市第2地区となります。

土地区画整理事業の施行区域と区域の整合を図るため、都市機能誘導区域の変更を行うものとなっております。

3箇所目、鳥生・喜田村地区となります。

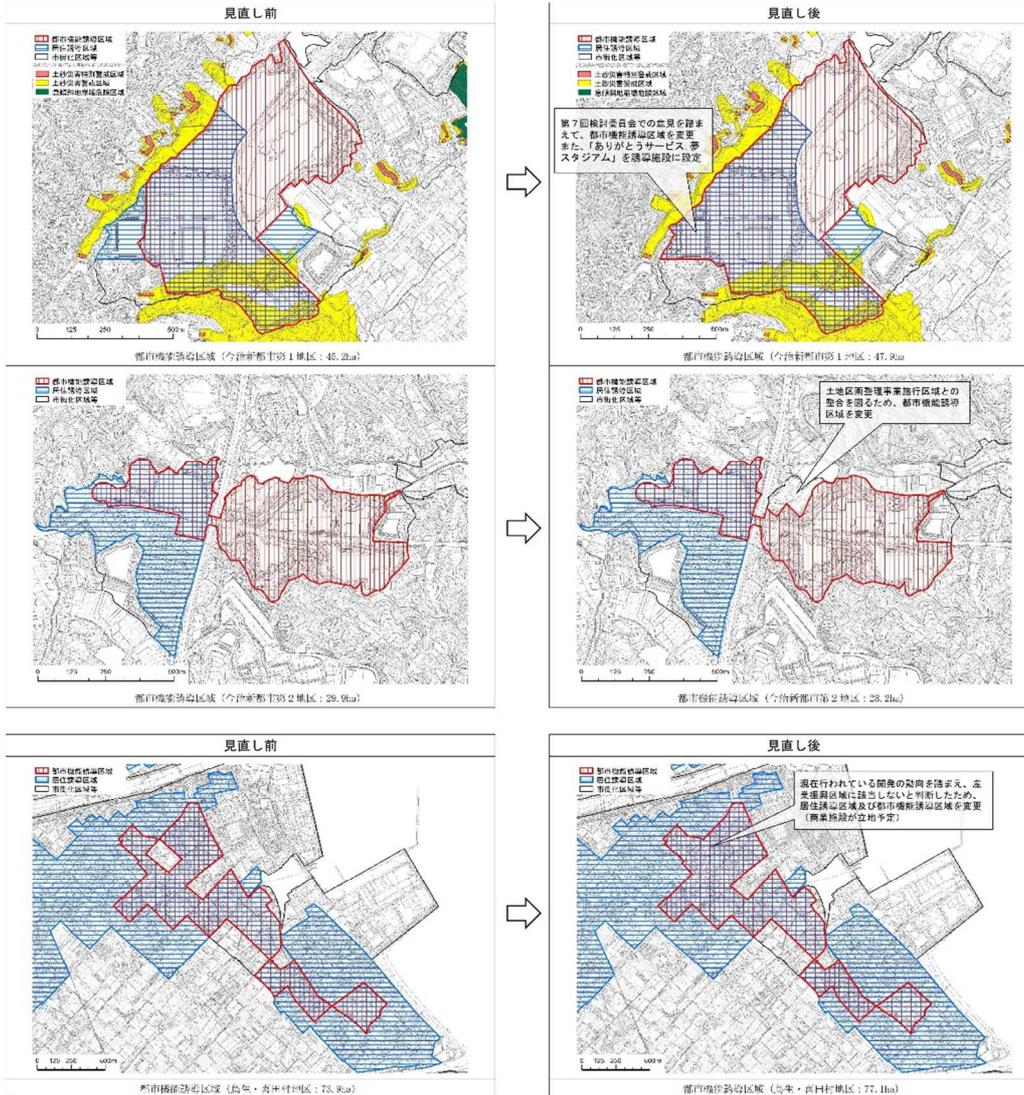
誘導区域の穴抜けとなっている地区について、住誘導区域及び都市機能誘導区域に当該地区を含める変更を行います。

当該地区は、用途地域の準工業地域が指定されている地区で、産業の振興を図るため、住宅との混在を防止する区域として、産業振興区域に指定したうえで、誘導区域には含めないものとしておりました。

しかしながら、現在、当該地区内で商業施設が立地する予定となっております。その施設の規模を考慮いたしますと、工業系の土地利用の割合が低くなり、産業振興区域は該当しないと判断したことから、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に当該地区を含める変更を行います。

以上、誘導区域に関する主な見直し箇所の説明となります。

■ 都市機能誘導区域の新旧対照図（第7回検討委員会後の見直し）



委員長

修正案3点をお示しいただきました。
よろしいでしょうか。

（委員の意見なし）

では、この見直し後の案で誘導区域を指定していただければと思います。
よろしくお願いたします。

では、続いて、1-3「素案(修正案)の見直し箇所」②誘導施策について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1-3 「素案(修正案)の見直し箇所」②誘導施策についてご説明いたします。

計画(素案)の77ページから84ページを見ながら、ご説明させていただきます。

計画(素案)79ページ、都市機能誘導区域に都市機能を誘導するための施策のうち、「2-1 今治版ネウボラ拠点施設の整備」について、先ほど補足資料1-2でご説明した通り、委員のご意見を踏まえ、市内中心部に立地する子育て支援施設を再編して、ネウボラ拠点施設を整備することを明記するとともに、市内各所において子育て支援施設の整備を行うなど、市域全体での子育て世代に寄り添った環境の充実を図ることについて追記しております。

また、下段の2-5の取組について、今治海事都市発展ビジョンとの整合を図るため、「2-5 MICE機能の整備検討」を今回誘導施策として追記いたしました。

■ 主な取組（高次都市機能の充実・再編）

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
2-1	(仮称)今治版ネウボラ拠点施設の整備	子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制を強化し、妊娠期から子どもがいるすべての家庭の相談、情報発信、手続き等に係る子育て支援の取組の充実を図るため、市内中心部に点在する子育て支援施設を集約化し、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行う。また、市内各所の子育て支援施設の整備を行うなど、市域全体での子育て世代に寄り添った環境の充実を図る。	(仮称)今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画
2-2	複合庁舎の整備検討	老朽化が進行する国・県・市の官公庁施設について、持続可能な地域社会の実現に資する公共施設の再整備・機能更新について検討を行う。	今治市シビックゾーン再整備基本計画(素案)
2-3	県立今治病院の移転	今治圏域における中核病院として、政策的医療を中心に地域医療を担っている県立今治病院について、今治新都市第2地区を移転候補地として整備を促進し、地域医療体制の強化を図る。	愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画
2-4	河野美術館の再整備	開館以来56年が経過し、耐震性を有していない河野美術館の再配置を検討し、本市の文化芸術の振興・発信・体験・交流の拠点としての機能を維持する。	今治市シビックゾーン再整備基本計画(素案)
2-5	MICE機能の整備検討	海事・教育・観光のハブとなる複合機能型MICE施設の整備について検討を行う。	今治海事都市発展ビジョン(案)

続いて、計画(素案)80 ページ、「3-2 図書館機能の充実」について、こちらも先ほど補足資料 1-2 でご説明した内容となります。

委員のご意見と庁内担当部署との協議の結果を踏まえ、「図書館の改修」ではなく「図書館の機能充実」として内容の修正を行ったうえで、記載させて頂いております。

また、計画(素案)80 ページの下側に、取組の内容がイメージしやすいように取組事例の写真を追加いたしました。

■ 主な取組（身近な都市機能の維持・確保）

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
3-1	市立保育所・認定こども園の再編	将来にわたり安定した教育・保育を提供するため、民間事業者への定員移管や施設の統合による再編成の検討を行う。	今治市こども計画、今治市立保育所・認定こども園の再編成への取組方針
3-2	図書館の機能充実	図書館の機能充実を図るとともに、図書館とその周辺の公園等公有地を一体的に活用する等、図書館に人が集い学ぶ「育ちのサテライト」を目指し、地域のにぎわいを創出する。	—
3-3	公的不動産の有効活用	既存公共施設の利用需要の変化を踏まえた多機能化・複合化、公有地の有効活用等による、地域に必要な都市機能の誘導を検討する。	—
3-4	誘導施設の整備に対する支援	産科・小児科を有する医療機関の維持・確保や、高齢者が暮らしやすい住まいの提供等に対する支援を検討する。	—



■ 中央図書館前の公有地の有効活用

計画(素案)81 ページ、「4-4 多様な利用者が共存する道路空間の形成」について、修正前は、「自転車利用環境の向上」としておりましたが、今治市自転車活用推進計画や愛媛県無電柱化推進計画との整合を図るため、自転車だけでなく道路空間全体を対象とした取組として内容を修正いたします。

■ 主な取組（交通結節機能等の強化）

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
4-1	モビリティハブの形成	今治駅周辺について、サイクリングターミナル等と連携しながら、バス、自転車、新モビリティなど様々な交通モードの乗換拠点として再編を行う。	今治市中心市街地公共空間デザイン戦略（素案）
4-2	シェアリング型モビリティの導入	生活拠点等における日常生活の利便性向上等を図るため、地域の多様なニーズに対応したシェアリング型モビリティの導入について検討する。	—
4-3	交通結節機能の強化	鉄道駅や主要なバス停の利便性の向上に資する環境整備を検討する。	—
4-4	多様な利用者が共存する道路空間の形成	道路空間の再配分等による自転車通行空間、歩行空間の形成を図るとともに、ユニバーサルデザイン、無電柱化、通学路の整備を推進する。	今治市自転車活用推進計画 愛媛県無電柱化推進計画
4-5	都市計画道路の整備	都市機能誘導区域内や副次核へとネットワークを形成する都市計画道路の整備を促進する。 【対象路線】都市計画道路 今治本町波止浜高部線、今治喜田村線、高地線、今治駅西高橋線など	—

計画(素案)82 ページ、居住誘導区域に居住を誘導するための施策について、1-1 の施策を修正しております。

修正前は、「乳幼児用遊び場「すくすくガーデン」の整備」としておりましたが、すくすくガーデンとしての整備は今年度までであることや、今後は、子育て支援だけでなく、高齢者の健康づくりなどの観点から公園のリノベーションに取り組んでいくことから修正を行っております。

以上、誘導施策に関する主な見直し箇所の説明となります。

■ 主な取組（居住環境の向上）

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
1-1	リノベーションによる特色ある公園の整備	既存の機能や施設を見直し、子育て支援、高齢者の健康づくり、隣接施設との一体利用が可能な公園へのリノベーションを行う。	—
1-2	待機児童の解消	待機児童解消に向けた受け皿整備等について、関係機関と連携しながら学校内外で活用できる空間の確保や施設整備を行う。	—
1-3	老朽化した都市計画施設の改修・更新	都市公園（住区基幹公園）、都市計画道路の再整備・バリアフリー化等による快適で安心して暮らせる市街地の形成を図る。	今治市都市計画マスタープラン
1-4	公共交通の維持・確保	将来において持続可能な公共交通網のあり方、地域公共交通の活性化に向けた住民・交通事業者・行政の役割を定め、公共交通ネットワークの再構築を図る。	今治市地域公共交通計画
1-5	用途地域等の見直し	用途地域等の見直しによる住環境の維持・保全を行う。	今治市都市計画マスタープラン
1-6	老朽危険空き家等の解消	老朽危険空き家除却事業を活用して老朽危険空き家の解体を支援するなど、周囲に悪影響を与えている老朽危険空き家や管理不全空き家の解消を促進する。	今治市空き家等対策計画
1-7	都市のスポンジ化対策のための制度活用	立地誘導促進施設協定制度（空き地を活用して、交流広場等を地域コミュニティ団体等が共同で整備・管理する仕組み）の活用により、低未利用地の有効活用を図る。	立地誘導促進施設協定制度

委員長

ご質問、コメントなどございましたらお願いいたします。

些細な点なんですけど、計画(素案)80 ページや82 ページの事例紹介するときに、どこの事例であるのか出典を書いた方がいいかなと思いました。

事務局

対応させていただきます。

委員長

よろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員の意見なし)

では、この修正した案で、進めていただければと思います。

それでは、1-3「素案(修正案)の見直し箇所」③防災指針の取組方針について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1-3「素案(修正案)の見直し箇所」③防災指針の取組方針についてご説明いたします。

防災指針については、計画(素案)119 ページから125 ページにかけて内容の充実を行わせて頂いております。

まず、119 ページから122 ページにかけて、取組方針に基づく取組の一覧表を追加し、取組の概要を追記させて頂いております。

1) 災害リスクの低減（ハード）

災害への対策として、今治小松自動車道や幹線道路の整備、建物や施設の耐震化、浸水対策、砂防堤等の整備等を行い、国、県、市が役割分担・連携してリスクの低減に取り組みます。

■ 災害リスクの低減（ハード）（1/2）

災害ハザード	取組施策	施策の概要	備考
地震	港湾及び漁港施設の耐震化等	大規模地震時の緊急物資輸送機能を確保するため、防災拠点港に耐震強化岸壁等の整備や臨港道路の震災対策（橋梁耐震補強、無電柱化、地下埋設物の耐震化等）を推進	今治港 宮原漁港（都市計画区域外）
	海岸保全施設及び河川管理施設の耐震化等	津波から生命と財産を守るため、堤防等海岸保全施設や河川管理施設の耐震化や液状化を推進	
	今治小松自動車道の整備	しまなみ高速と四国の高速道路網が直結する広域ネットワークの早期形成を推進	国道 196 号や幹線道
	緊急輸送道路等 ^(注1) の震災対策	災害時の緊急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路等の震災対策（橋梁耐震補強、無電柱化、地下埋設物の耐震化等）を推進	
	都市計画道路を中心とした道路網整備	社会・経済活動への影響を最小化を図るため、災害に強い道路ネットワークの構築を推進	
	上下水道施設の耐震化	上下水道施設の急所施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管線等の耐震化を推進	
	防災上重要な公共建築物等の耐震化	防災拠点施設のうちに重要となる施設の耐震化等を推進	
	民間建築物の耐震化	木造住宅の耐震化の促進及び建築物の防火対策の推進	

注1：緊急輸送道路等に、緊急輸送道路および緊急輸送道

■ 災害リスクの低減（ハード）（2/2）

災害ハザード	取組施策	施策の概要	備考	
津波・高潮	海岸保全施設の改良等	気候変動の影響により増大する災害リスクの軽減に向けて、流域全体で施策を推進		
	流域治水の推進	洪水対策（二級河川や準用河川の改良等）	・堤防等海岸保全施設の嵩上げを推進 ・水門等操作の自動化・電動化・遠隔化を推進	
		内水対策 ^(注1) （水路・下水道・排水ポンプ場の改良等）	・河川管理施設の整備や機能強化を推進 ・排水施設の整備や能力強化、排水系統の再編等を推進	
		グリーンインフラ ^(注2) の活用と保全	・冠水の危険性があるアンダーパスの事故防止対策を推進 ・グリーンインフラの貯留機能の活用と保全を推進	
		雨水貯留浸透施設の整備	・公共や民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進	
		要配慮者利用施設の耐水化	・浸水リスクの高い地域に存する要配慮者利用施設の浸水防止対策を促進	
土砂	砂防堰堤等の整備	土砂災害の防止や被害の低減を図るため、砂防事業を推進	低水地区…今治新都市第1地区	

注1：主な地域は、板井、東村、島生、近見、波止浜、大野

注2：市街地に影響を及ぼす農地やため池等

2) 災害リスクの低減（ソフト）

災害リスクに備えるためには、河川整備等のハード整備による災害リスクの低減を図るとともに、災害時に被害が最小となるようソフト施策を組み合わせて取り組むことが重要です。ソフト施策として、避難所の充実・強化、防災訓練等の実施による地域防災力の強化、避難行動支援による避難体制の強化、総合防災マップ及びいまバリアマップの周知等による災害リスクに関する情報提供に取り組めます。

■ 災害リスクの低減（ソフト）

災害ハザード	取組施策	施策の概要	備考	
災害全般	市民に対する防災知識の普及	自然災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を推進		
	自主防災組織の育成強化	自主防災組織の結成と育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進		
	総合的な防災訓練の実施	防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった防災訓練を実施		
	避難所の生活環境の充実・強化	長期化する避難所生活に対応するため、必要な資機材等を配備し、良好な生活環境の整備を推進		
	災害ハザードの認知度向上（平時）	今治市の地図情報サイト「いまバリアマップ」を活用し、立地適正化計画区域に災害ハザードが内包することを見える化		
地震	大規模盛土造成地の安全性の確認等	大規模盛土造成地の経路観察等による安全性の把握・確認		
水害	流域治水の推進	特定都市河川の指定（中川水系）	流域内の土地の浸透力を低下させるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を抑制	
		排水施設の遠隔監視システムの構築	排水施設の運転状況や河川の水位を遠隔で監視するシステムを構築	
		水位予測 A I システムの構築	今治版水位予測 A I システムを活用した事前防災体制の強化	
		地区計画制度の活用	敷地の地盤面の高さの最低限度を設定する等、建築物の浸水リスクの低減を促進	

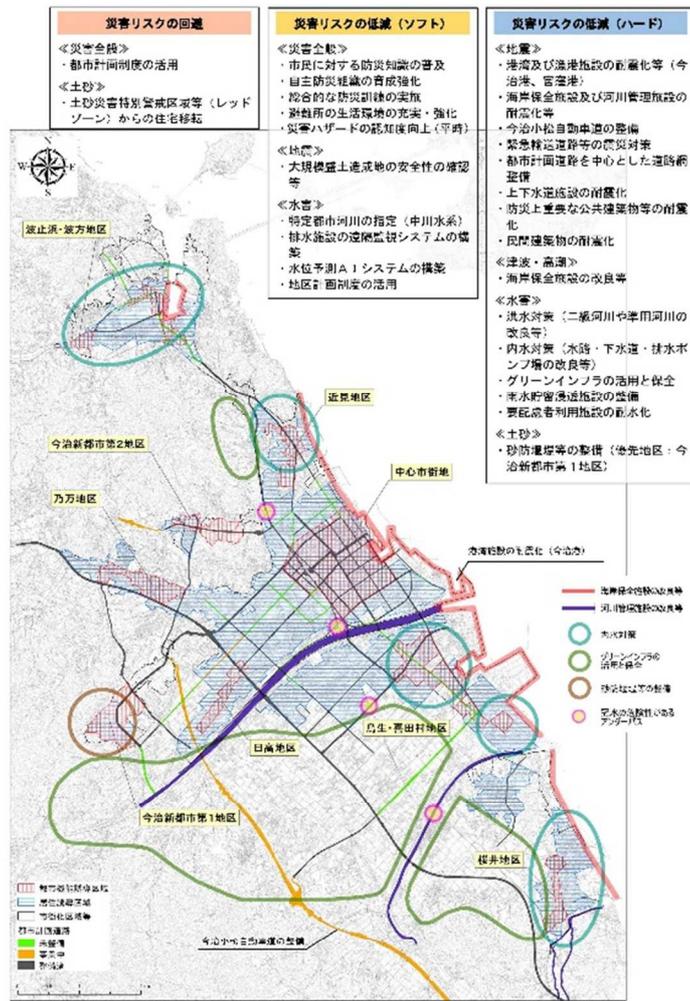
3) 災害リスクの回避

住民の生命や身体に大きな被害が生じる可能性がある災害リスクが比較的高いエリアについては、原則として居住誘導区域から除外するとともに、災害リスクの低い区域への居住を誘導するものとします。

■ 災害リスクの回避

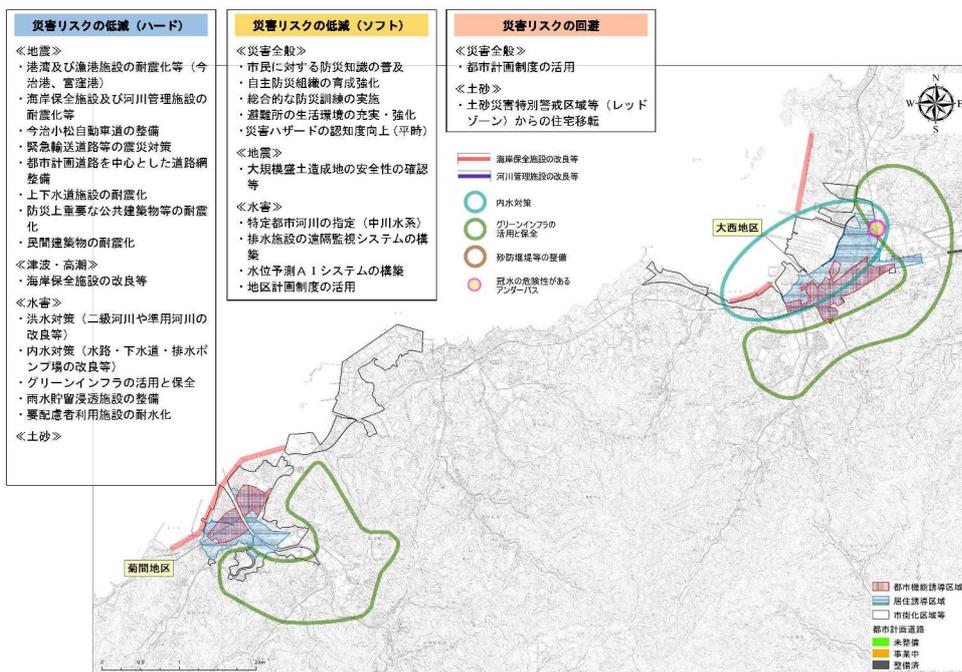
災害ハザード	取組施策	施策の概要	備考
災害全般	都市計画制度の活用	立地適正化計画の届出による誘導区域への立地誘導及び開発許可基準の見直し等による安全対策の推進	
土砂	土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）からの住宅移転	がけ地に近接している住宅や、県が指定する土砂災害特別警戒区域内の住宅の除却及び移転を促進	がけ地近接等危険住宅移転事業に関する補助金

124 ページと 125 ページには、防災まちづくりの取組を実施する場所などについて、誘導区域を設定した地区を中心に、地図上に示した取組方針図を掲載させて頂きました。



124

125 ■ 防災・減災の取組方針図（2/2）



内容の充実だけではなく、新たに取組についても追加しております。

計画(素案)119 ページ、災害リスクの低減(ハード)に関する取組の中に、震災対策として表上から2つ目「海岸保全施設及び河川管理施設の耐震化など」を追加しています。

また、計画(素案)121 ページ、災害リスクの低減(ソフト)に関する取組の中に、県のご意見を踏まえ、中川水系における特定都市河川の指定を追加しています。

以上、防災指針に関する主な見直し箇所の説明となります。

委員長

ありがとうございます。

こちらについてご質問、ご意見ありますでしょうか。

A委員

追加した119ページの2番目の海岸保全施設及び河川管理など施設の耐震化の部分で、取組概要のところの「河川管理施設の耐震化や液状化を推進」となっているのですが、間違いではないでしょうか。

B委員

「液状化」ではなく、「液状化対策」の誤りであります。

事務局

修正いたします。

委員長

その他、お気づきの点ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員より意見なし)

ではこちらも、この案で進めていただければと思います。

続きまして、議題2「今後のスケジュール」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2-1「立地適正化計画の策定・公表までの流れ」についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

今回の第8回検討委員会を表の真ん中より少し左側に黄色で示しております。

本日、計画(素案)について了承を頂きましたら、3月の建設水道委員協議会で計画(素案)の内容、今後開催する住民説明、パブリックコメントの手続きに入ることを報告したいと考えています。

令和7年3月末を目途に都市計画審議会に計画(素案)の報告を行いまして、令和7年度より住民説明、パブリックコメントを開催、その中でのご意見も踏まえながら、令和7年中に都市計画審議会に諮って参りたいと考えております。

計画の内容が大幅に変わるようなことがございましたら、委員のみなさまへ諮ることもあるかもしれません。その際には恐れ入りますがご協力のほどお願いできればと思います。

予定通りの工程で進んだ場合、令和8年1月に計画の公表を行う予定としております。

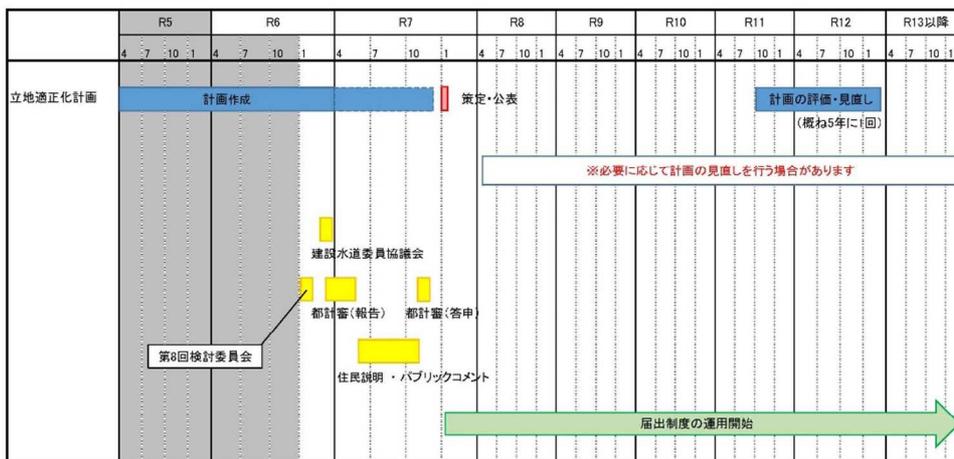
注意していただきたい点がございます。表の一番下に緑の矢印で示しておりますが、計画の公表と同時に届出制度の運用が開始します。届出制度について、住民説明会での周知、関係団体への事前の説明など丁寧に行っていきたいと考えております。

今回の計画書につきましては、概ね5年ごとに評価を行うとともに必要に応じた見直しを予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

立地適正化計画の策定・公表までの流れ

資料2



※計画の評価・見直しをする場合、必要に応じた手続き(委員会・パブリックコメントなど)を実施

委員長

ありがとうございました。以上で事務局の説明は終わりました。

何かご質問などはございませんか。

B委員

住民説明会、住民への説明についてですが、大体どれぐらいの規模で開催されるのかお聞きしたい。

事務局

住民説明会は、市民のみなさまに説明させていただこうと思っております。

ただ、説明会の規模などにつきましては、もう少し事務局内で協議をした上で決めさせていただきたいと考えております。

B委員

わかりました。

それともう1点要望ですが、今回の計画(素案)でパブリックコメントをされると思うのですが、100ページ超えるとなかなか見づらい、内容が入ってこないという部分もあるので、概要版を作られることは考えられてないでしょうか。

事務局

概要版につきましては、作成予定です。

B委員

わかりました。ありがとうございます。

事務局

住民説明に加えまして場合によっては事業者の方、宅建協会の方向けにも説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。不特定多数に知っていただくというやり方もありますが、誘導区域が市内に点在していることもありますので、各エリアに伝える方法があるといいなとは思いました。

事務局

そのあたりをもう少し事務局内でも詰めながら検討していきたいと思います。

委員長

よろしくお願いします。

その他、いかがでしょうか。

C委員

失礼いたします。住民説明をされる場合に、特に内水対策などについて丁寧な説明が必要な地域に関して、しっかり誤解のないように説明が必要なのかなと思いましたが、その点ご留意いただきたいと思います。

以上です。

委員長

貴重なご意見だと思います。事務局より何かございますか。

事務局

肝に銘じながら説明を行っていきたいと思っております。

委員長

居住誘導区域に含まれている自分が住んでいるの地域は安全だというように思われて、誤解があると困ります。丁寧な説明をよろしくお願いします。

A 委員

立地適正化計画は5年に1回の見直しということですが、これに関して都市計画（用途地域）の見直し時期と整合は取られているのでしょうか。

事務局

用途地域の見直しに関しましては、必要に応じてというところではありますが、基本的にはまず都市計画マスタープランという市の大きな方針の内容を変更した後、整合をとりながら用途地域の変更を行う手順が必要となります。

都市計画マスタープランは、基本的に10年に1度の改定となっております。

都市計画マスタープランの見直しの検討は、令和10年度頃を予定しております。

詳細な予定が確定していないため、はっきりとは申しにくいですが、立地適正化計画の第1回目の見直しというのは、都市計画マスタープランの見直しに合わせて行いたいと考えていますので、立地適正化計画策定後5年目頃となるのではと考えているところです。

A 委員

整合性が取れないような矛盾ができるような流れにならないかどうかだけ気になります。

事務局

立地適正化計画は、都市計画マスタープランのいわゆる高度化版というふうに言われておりますので、まずは今治市の大きな都市計画の方針になります。都市計画マスタープランに沿った内容で変更したいと考えております。

事務局

今治市の都市計画マスタープランについて、基本的には上位計画である愛媛県の都市計画区域マスタープランという計画があるのですが、そちらの変更を受けて今治市の都市計画マスタープランを変更させていただきます。

令和7年度から10年度にかけて愛媛県が都市計画区域マスタープランを変更すると伺っておりますので、それを受けて今治市の都市計画マスタープランの見直しに取り掛かることとなると考えております。

A 委員

ありがとうございました。

委員長

今回は、都市計画マスタープランと合わせて検討できるといいと思います。

その他、よろしいでしょうか。

最後になりますが、2-2「今後の取組」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2-2「今後の取組」についてご説明いたします。

今後の取り組みにつきましては、紙媒体を用意しておりませんので、内容だけ簡単にご説明させていただければと思います。

先ほど、立地適正化計画の策定・公表までの流れについて説明させていただきましたが、私からは今後の取り組みについて簡単にご説明いたします。

今回、みなさまとともに作り上げてきました本計画が持続可能なまちづくりを目指したコンパクトプラスネットワークを促進するための第一歩ではないかというふうと考えておるところでございます。

この計画につきましては、今回お示しさせていただきました計画(素案)にも明記しておりますが、関連計画の見直し、また、人口動向に大きな影響を及ぼす社会情勢の変化などに合わせて必要に応じて計画の見直しを行って参ります。

また本計画は、先ほどの話と重複しますが、概ね5年ごとにPDCAによる計画の進捗管理を行うことが必要となっております。

その時に見直しが必要と判断された場合は、今回のように改めて立地適正化計画策定検討委員会を立ち上げまして、多くの方にご意見をいただきながら、計画の見直しを行う予定でございます。

なお、この計画にもやはり軽微な計画変更などがございます。軽微な変更につきましては、庁内検討会議などに諮った上で計画の見直しを行う場合もございますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

なお、軽微な変更の場合におきましても、基本的には本市の都市計画審議会に諮った上で公表することとなっております。

また、本計画は、法令に基づいた内容で都市計画区域内のうちの市街化区域などにおきまして、誘導区域・誘導施設・誘導施策などを設定いたしました。

それ以外の市街化調整区域や都市計画区域外におきましても、旧町村単位で地域住民の生活の拠点となる区域が存在することから、本計画では、都市機能の誘導や公共交通の維持などの取組を推進する市独自区域の「地域生活拠点」としてゾーニングをお示しいたしました。こちらは、広域合併による本市全体の今後の課題として考えております。

他にも学校や支所など、これからのまちづくりに重要となる市の施策に合わせた誘導施設の検討や誘導区域に合わせた用途地域の見直し検討など、事務局といたしましては今回

の計画で踏みとどまることなく計画の深化を進める所存でございます。

以上で今後の取り組みについてのご説明を終わらせていただきます。

委員長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了になります。

冒頭で申し上げた通り今回の計画(素案)につきまして、大幅な変更がなければ、これを1つの取りまとめとさせていただこうと思います。本日の委員会で特に大きな修正点がございませんでしたので、今日いただいたご意見でいくつか修正していただいて、そちらを本委員会の最終案ということにしたいと思います。

2年弱に渡って様々な意見をいただきました。おかげさまで良い案になったと思っております。特に、今治市は、誘導区域が点在してるので非常に難しい課題だったかなと思いますけれども、皆様のご協力によって何とか最終案を取りまとめることに至りました。

本当にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

また、先ほどの説明のとおり、引き続きいろいろ検討が進むということなので見守っていただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

事務局

本日はご多忙の中また、貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

委員のみなさま方におかれましては、令和5年度から計8回にわたりまして、今治市立地適正化計画策定検討委員会にご参加いただきまして心より感謝申し上げます。

また、立地適正化計画でございますが、本市におきましても今回初めて策定するコンパクトなまちづくり施策ということになってございます。

委員のみなさまには、約2年間にわたって大変お世話になったわけでございますが、私たち事務局も初めて策定する計画ということで、当初から不安などを抱えながら手探りの状態で検討を進めて参りました。

しかしながら、みなさまの専門知識と経験、熱意溢れるご議論などによりまして、頂いたご意見などが本計画の充実に繋がったと考えています。

今後は、本計画をもとにより安全、安心で魅力あるまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、これまで同様みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、これまで事務局といたしましても不備な点、みなさまにご迷惑をおかけした点多々あったのではないかとと思いますが、事務局一生懸命に策定を進めさせていただきました。

先ほど委員長の方からもお話いただきましたけれども、私たち事務局といたしまして良い計画、良い素案ができたと考えております。

本日、みなさまとともに今日を迎えられたこと、非常にありがたく思っておりますし感

謝いたしております。大変ありがとうございました。

それではこれにて本日の会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました

午後 2 時 30 分 閉 会